

有線テレビジョン放送に関する規律の在り方

平成21年2月27日

- 有線テレビジョン放送の概要
- 有テレ施設に係る許可制度
- チャンネルリース制度
- 義務再送信制度
- 裁定制度

有線テレビジョン放送の施設数及び事業者数

☆ 有線テレビジョン放送法（有テレ法）と有線電気通信法（有電法）による現行の規律

- 引込端子501以上の施設を設置して有テレ業務を行おうとする者
⇒ 施設の許可(有テレ法第3条)+業務の届出(有テレ法第12条)
- 引込端子500以下の施設を設置して有テレ業務を行おうとする者
⇒ 設備の届出(有電法第3条)+業務の届出(有テレ法第12条)
- 引込端子50以下の設備で再送信業務のみを行う者
⇒ 設備の届出(有電法第3条)のみ。有テレ法は適用除外(有テレ法第31条第5号)

☆ 区分別の施設数及び事業者数（平成20年3月末現在）

区分		施設数	事業者数
有線テレビジョン放送全体		74,841	41,542
自主放送 及び再送信を 行う者	引込端子501～ ⇒ 施設許可+業務届出	714	518
	引込端子1～500 ⇒ 設備届出+業務届出	210	102
	小計	924	620
再送信のみ 行う者	引込端子501～ ⇒ 施設許可+業務届出	1,101	511
	引込端子51～500 ⇒ 設備届出+業務届出	37,214	17,570
	引込端子1～50 ⇒ 設備届出(有テレ法は適用除外)	35,602	22,841
	小計	73,917	40,922

許可を受けた有テレ施設者(1029者)に対してのみ、有テレ法の次のような規定が適用される。

- 技術基準適合維持義務(第8条)
- 施設の提供義務(いわゆるチャンネルリース、第9条)
- 義務再送信(第13条第1項)

有テレは再送信メディアとしての性格が強い。

有線テレビジョン放送法の「主な」改正経緯

改正時期	主な改正内容
昭和47年7月	有線テレビジョン放送法公布(昭和48年1月1日施行)
昭和58年6月	道路占用許可等を受けずに設置された施設による有線テレビジョン放送を禁止する規定を新設 (第12条の2、第30条の2の新設)
昭和61年5月	再送信の同意に関する「あっせん制度」を廃止し、「裁定制度」を新設 (第13条の改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関し、当事者間で協議が調わない等の場合の措置として、総務大臣の裁定の制度を新設
平成11年6月	外資規制の撤廃 (第5条の改正) <ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送施設の設置許可について外国人等であること等(外国人等が議決権の1/5以上を占める場合等)を欠格事由としないこととする等の改正

(参考) 上記の改正を含め、有テレ法は、施行以来36年間で16回改正。
 放送法は、昭和25年の施行以来58年間で49回改正。
 電気通信事業法は、昭和60年の施行以来23年間で25回改正。

有線テレビジョン放送・有線役務利用放送に係る規律

	有線テレビジョン放送法		有線役務利用 放送事業者(注4)
	有線テレビジョン放送施設者	左記以外の有線テレビジョン放送事業者	
適用法	有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信役務利用放送法
参入	施設設置許可 (業務は届出)	届出	登録
退出	届出	届出	届出
審査事項	○欠格事由 ○施設計画の合理性及び実施の確実性 ○技術基準適合性 ○経理的基礎及び技術的能力 ○自然的社会的文化的事情に照らし必要かつ適切	○なし (虚偽の届出については罰則)	○欠格事由 ○経理的基礎及び技術的能力 ○権原に基づく設備利用の可否 ○総務省令に合致(集中排除原則)
外資規制	×	×	×
契約約款	届出	届出	届出
番組準則※	○	○	○
放送番組審議機関※	○	○	○
訂正放送等※	○	○	○
放送番組の保存※	×	×	○
あまねく受信 努力義務※	×	×	×
災害放送※	×	×	×
義務再送信	○	×	×
候補者放送※	○	○	○
技術基準適合 維持義務	○	×	○
施設の提供義務	○	×	×
改善命令	○	○	○
報告徴収・立入検査	○	○	○
事業者数(注1)	518(注2)	102(注3)	20

※ 同時再送信には適用されない。

(注1)平成20年9月末現在(有線テレビジョン放送施設者数は平成20年3月末現在) (注2)自主放送を行う事業者

(注3)自主放送を行う事業者(チャンネルリース事業者を除く。)

(注4)引込端子数500超かつ5km超の線路について電気通信事業者が提供する役務を利用した放送を行う場合、当該事業者は電気通信役務利用放送事業者となる。

- 有線テレビジョン放送の概要
- 有テレ施設に係る許可制度
- チャンネルリース制度
- 義務再送信制度
- 裁定制度

有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制等について

1 概要

- 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行おうとする者は、当該施設の設置について、原則として、総務大臣の許可を受けなければならない。(有線テレビジョン放送法第3条第1項)

<制度趣旨>

許可制は、有線テレビジョン放送が国民の文化的日常生活にとって極めて有用なものであり、かつ、その施設が地域的独占の傾向に陥りやすいことにかんがみ、許可制等により有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによって、受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図るための規律。

本来、有線テレビジョン放送施設は地域独占の傾向をもつが、有線テレビジョン放送施設の設置者が、その独占的地位を利用して、高額の料金をとり、又は劣悪な施設によって低品質のサービスを提供するなどといった不当な事業運営を行うおそれがあるため、このような不当な事業運営から受信者を守ることが有テレ法の目的の一つ。

- 有線テレビジョン施設者の施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されていなければならない。(有線テレビジョン放送法関係審査基準第4条(1))
- 有線テレビジョン放送施設者がその施設を譲渡する場合、施設者たる法人の合併又は分割の場合において、総務大臣の認可を受けなければ有線テレビジョン放送施設者の地位を承継できない。(有線テレビジョン放送法第10条の2第1項・第2項)
- 国又は地方公共団体は、有線テレビジョン放送施設の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとされている。(有線テレビジョン放送法第29条)
- 有線テレビジョン放送事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における有線テレビジョン放送の役務の提供を拒んではならない。(有線テレビジョン放送法第16条)

<制度趣旨>

有線テレビジョン放送事業者が自己の企業利益の追求に偏し、採算的に有利な区域のみを選択して役務を提供し、他地域を放置すること等を防止するための規律。

2 論点

- ・電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送を行うことが可能となっている現状においても、(有線テレビジョン放送のサービス基盤としての)有線テレビジョン放送施設は、地域的独占の傾向に陥りやすいと言えるか。
- ・許可制により担保されていたクリームスキミングの防止や、一定の技術レベルの確保について何らかの措置を取りつつ、有線テレビジョン施設者の負担の軽減や、柔軟な事業運営の促進の観点から、規律の在り方を検討することはできないか。(許可制を廃止すると不採算地域からの撤退が生じ、難視聴解消等に悪影響を及ぼさないか。)
 - ※ 許可制に係る考え方は、再送信・チャンネルリース等その他の検討事項に影響を与えることも要考慮。
- ・施設の譲渡の認可制及び円滑な設置についての国等の配慮規定は引き続き維持することが必要か。

参照条文

有線テレビジョン放送法（抄）

（施設の許可）

- 第3条 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行なおうとする者は、当該施設の設置について、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その規模が総務省令で定める基準をこえない有線テレビジョン放送施設については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、施設を設置する区域その他の施設計画、使用する周波数、有線テレビジョン放送施設の概要その他総務省令で定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（許可の基準）

- 第4条 総務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。
- 一 その有線テレビジョン放送施設の施設計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものであること。
 - 二 その有線テレビジョン放送施設が総務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 三 その有線テレビジョン放送施設を確実に設置し、かつ、適確に運用するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
 - 四 その他その有線テレビジョン放送施設を設置することがその地域における自然的社会的文化的諸事情に照らし必要であり、かつ、適切なものであること。
- 2 （略）

有線テレビジョン放送法関係審査基準（抄）

（施設区域）

- 第4条 **施設区域**（施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。）は、次のとおり設定されているものであることとする。

- (1) **施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであること。**この場合において行政区域とは、市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市にあつては区とする。）の区域とする。
- (2) 行政区域の全域を施設区域とすることができない事情が認められる場合には、少なくとも当該行政区域の人口集中地区の大半が施設区域に含まれていること。
- (3) 行政区域内において施設区域とすることができない区域がある場合においては、当該区域の扱いについて将来計画が明らかにされていること。
- (4) なお、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のための同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設の区域においては、当該施設の設置が必要となる区域以外の区域が含まれているものでないこと。

（施設設置の適切性）

- 第8条 （略）

- 2 **施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。**この場合において、支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準（平成20年総務省令第29号）第13条第1項の規定によるものとする。

法律に基づく主な公益事業特権について

	主な公益事業特権の概要	非認定電気通信事業者	認定電気通信事業者	有テレビ施設者	放送事業者
土地収用法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは土地収用を行うことができるが(第2条)、認定電気通信事業の用に供する施設及び放送事業の用に供する放送設備に関する事業は、土地収用を行うことができる公益事業として規定されている。(第3条) 	×	○	×	○
道路法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路を占用する際には、道路管理者による許可を要するが(第32条)、認定電気通信事業の用に供する電柱等の設置については、許可の基準に沿った申請であれば、道路管理者は許可を与えなければならないと規定されている(義務許可)。(第36条) ◆ 有線テレビジョン放送施設については、通達によって、許可基準に適合する場合には、原則として占用許可が与えられることとされている。(「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて」(平成8年6月28日建設省道政発第60号道路局長通達)) 	×	○	△ (通達)	×
共同溝の整備等に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通が著しくふくそうしている道路等で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんぱんに行なわれることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものとして整備される共同溝整備道路に共同溝が建設された場合、認定電気通信事業者は、占用の許可を申請できる公益事業者として規定されている。(第2条第3項) ◆ 有線テレビジョン放送施設については、部内の通知によって、適切な場合には共同溝と有線テレビジョン放送事業者の施設の一体的な整備を図ることとされている。(「共同溝と他の施設との一体的な整備について」(平成10年4月24日建設省道政発第77号、建設省道国発第14号通知)) 	×	○	△ (通知)	×
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路管理者は、電線共同溝を整備すべき道路を指定する場合には、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する認定電気通信事業者の意見を聴かななければならない(第3条第2項)。 ◆ 有線テレビジョン放送施設については、通達によって、電線共同溝整備道路の指定に当たって意見を聴取すること、指定があった場合には有線テレビジョン放送に供する電線についても電線共同溝に収容されるよう所定の措置を講ずることとされている。(「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」(平成7年8月9日建設省道政発第75号道路局長通達)) 	×	○	△ (通達)	×
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電線を地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であるとされる電線共同溝整備道路の地上においては、電線・電柱による道路占用の許可制限等が規定されているが、認定電気通信事業者が設置しようとする電線について、やむを得ない事情があると認められる場合には、当該許可制限等の例外と認められている。(第9条) 	×	○	×	×
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する施設に関する事業のために認可を受けて、大深度地下を使用することができる。(第4条、第10条) 	×	○	×	×
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分にはいかなる施設、工作物等をも設けてはならないが、認定電気通信事業者が電線等を設置する場合には例外として認められる。(第24条) ◆ 有線テレビジョン放送施設者が電線等を設置する場合については、政令によって認められる。(施行令第17条の2) 	×	○	○	×
電気通信事業法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電柱の設置に係る土地等の使用について、これが広範囲にわたり個々の使用面積が少ないことから、土地収用法の特例として簡易な手続が定められており、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線等を設置するために他人の土地、建物等を利用することが必要かつ適当であるときは、認可を受けて、その土地の所有者に対し、その土地の使用権の設定に関する協議を求めることができる。(第128条) 	×	○	×	×

- 有線テレビジョン放送の概要
- 有テレ施設に係る許可制度
- チャンネルリース制度
- 義務再送信制度
- 裁定制度

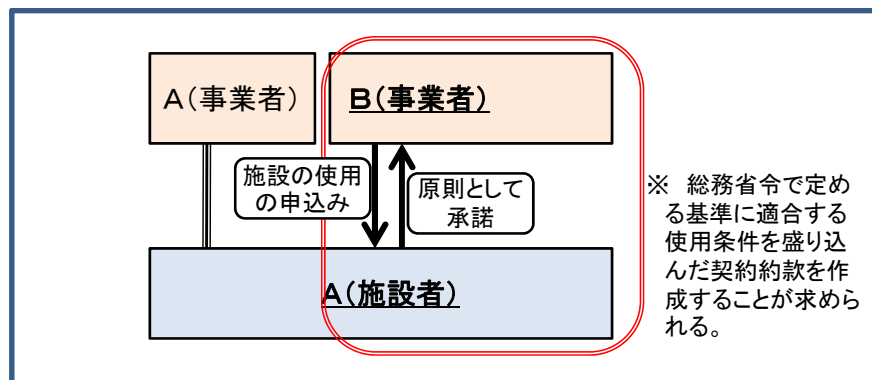
1 概要

- 有線テレビジョン放送施設者は、有線放送の業務を行なおうとする者から有線テレビジョン放送施設の使用の申込みを受けたときは、総務省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならない。(有線テレビジョン放送法第9条)

<制度趣旨>

有線テレビジョン放送施設は、文化的日常生活にとってきわめて有用なものであるが、有線テレビジョン放送施設そのものは地域的独占の傾向の強いものであり、その結果許可を受けた施設者が、施設の独占を通じて、有線テレビジョン放送市場を歪めるなどの弊害を防止しようとするのがこの規律の趣旨。

- 上記の「有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業」は「電気通信事業」の定義から除外されている。(電気通信事業法第2条第4号)



- 有線テレビジョン放送施設の使用料その他の使用条件について、次の基準に適合する内容の契約約款を定めることが求められている。(有線テレビジョン放送法第10条)

<使用条件に求められる基準(有線テレビジョン放送法施行規則第13条)>

- ①使用料その他の料金が施設の能率的な運用の下における原価に照らし妥当なものであること
- ②契約の締結や解除、施設の使用の停止条件が適正であること
- ③施設の維持・管理に関する責任の範囲が適正かつ明確であること
- ④引込線の設置の申込を適正な条件で承諾するものであること
- ⑤特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと 等

- 有線テレビジョン放送施設者(平成20年3月末現在1029者)中、実際に施設を提供しているのは59者。うち電気通信事業の登録・届出をしている者は27者。
- チャンネルリースの契約件数は、97件。(有線テレビジョン放送施設者以外については、平成20年9月末現在)

2 論点

- ・チャンネルリースは、外形的には電気通信役務の提供と同様のものであるため、有線役務利用放送と同様に、事業者間の交渉に委ね、事後的な改善命令等の措置によっても受信者利益を確保できるとは考えられないか。
- ・他方、現行のチャンネルリース制度は、地上放送の再送信等を行うメディアとして一定の公共的役割を担っている有テレ事業者のみを対象として義務を課しており、一般の利用者を対象とする設備の提供と区別することなく整理してよいものか。
- ・地方自治体が地域行政チャンネルに用いるために有テレ施設者から施設の提供を受ける場合が多いが、本制度を廃止した場合、使用料の上昇等の影響等の懸念はないか。

- 有線テレビジョン放送の概要
- 有テレ施設に係る許可制度
- チャンネルリース制度
- 義務再送信制度
- 裁定制度

再送信に関する規律一覧

規律対象		再送信同意	義務再送信	再送信の裁定	番組規律の特例
		その放送を再送信(同時・異時)する際に同意を義務づけている相手方	総務大臣が指定した難視聴地域での放送の再送信(同時)を義務づけている放送	再送信同意をする裁定を申請できる再送信の相手方	再送信に対する番組規律の適用
放送法	放送事業者 (地上放送、委託放送)	○ 規定あり (番組編集の意図の確保)	× 規定なし	× 規定なし	× 特例なし
		・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [§ 6]	—	—	—
役務法	役務利用放送事業者	○ 規定あり (同上)	× 規定なし (有テレのような地域独占性なし)	× 規定なし (健全発達のための制度不要)	○ 特例あり
		・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [§ 12]	—	—	放送事業者の放送等の再送信(同時)には番組規律を適用しない。 [§ 15]
有テレ法	有テレ事業者	○ 規定あり (同上)	○ 規定あり (有テレは再送信の有効な手段)	○ 規定あり (有テレ放送の健全な発達)	○ 特例あり
		・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [§ 13 II]	・地上放送 [§ 13 I]	・放送事業者 ・役務利用放送事業者 [§ 13 III] 【留意点】 ・H20に再送信の裁定に関する考え方等を整理。	放送事業者の放送等の再送信(同時)には番組規律を適用しない。 [§ 17]
有ラ法	有ラ事業者	○ 規定あり (同上)	× 規定なし	× 規定なし	○ 特例あり
		・ラジオ放送事業者(放送事業者、役務利用放送事業者) [§ 5]	—	—	ラジオ放送の再送信(同時)には番組規律を適用しない。 [§ 4 I 及び II]

義務再送信制度について

1 概要

- 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、総務大臣が指定した受信障害区域において、当該区域の属する都道府県のテレビジョン放送等を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する義務を課す制度。（有線テレビジョン放送法第13条第1項）

<制度趣旨>

地形等の自然的原因又は高層建築物等の人為的原因により難視聴となっている地域において、その難視聴の解消を図るためには有線テレビジョン放送によることが有効な手段であることにかんがみ、総務大臣が指定した受信障害発生区域においては、当該区域内の有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対し、いわゆる地元のすべてのテレビジョン放送の同時再送信を行う義務を課し、受信者の利益保護を図ることとしたもの。



- 通常の再送信とは異なり、義務再送信では放送事業者等の同意が不要。（有線テレビジョン放送法第13条第2項ただし書き）
- 通常の再送信とは異なり、義務再送信の役務の料金その他の提供条件には次の要件が求められる（総務大臣の認可制）。（有線テレビジョン放送法第14条）

<契約約款の認可の際の審査事項>

- ① 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること
- ② 義務再送信の役務の提供のみについて契約を締結することができること
- ③ 事業者及び受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること
- ④ 特定の者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと

- 義務再送信制度の発動要件たる「受信障害区域の指定」は、一度も為されたことがない。
- 一方、義務再送信制度の存在が事業者の自律的な取組を促してきた面があるとの指摘もある。（例：区域内再送信の同意、視聴者が利用しやすい提供条件による「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供）

2 論点

- ・引き続き、難視聴解消等に有効な制度と考えられるため、義務再送信制度を存続する方向で検討してはどうか。
- ・実績のない受信障害区域の指定手続の簡素化、マストキャリアー制度など義務再送信制度の在り方を検討してはどうか。
- ・有線役務利用放送による再送信についてはどのように考えるべきか。

諸外国の義務再送信制度の概要

	米 国	英 国	仏 国	独 国	韓 国
ケーブル	<p>○区域内:<u>送信義務あり</u>。【通信法 § 614・615】</p> <p>○地上テレビ局がアナログ停波した日から、3年間、</p> <p>①全てのアナログ加入者にデジタル信号をアナログ信号に変換して送信</p> <p>②加入者全てがデジタル信号を視聴できる機器を持っている場合は地上波放送をデジタル信号で送信</p> <p>といういずれかの措置を取ることを要求。【規則 § 76.56】</p>	<p>○伝送事業者(注)に対するマストキャリア義務</p> <p>・<u>Ofcomは、2003年通信法第45条及び第64条に基づいて定めた一般条件に基づき、随時指令を定めることができ、当該指令により伝送事業者に対してデジタル公共サービス放送の再送信の義務付けを行うことができる。伝送事業者にはケーブル事業者も含まれるが、現時点において指令による義務付けが発動された例はない。</u>【03年通信法 § 45, § 46, § 64】</p>	<p>○CSAによる電波割当のないネットワークのサービス配信者(衛星・ケーブル)は、<u>公共放送並びにTV5のアナログ及びデジタル放送を無料で利用できるようにしなければならない。</u>【視聴覚法 § 34-2】</p> <p>・<u>無料の地上放送の編集者から衛星、ケーブルの配信者に再送信の要求がされたときは、公平、合理的かつ妥当で非差別的条件でその要求に応じなければならない。</u>【視聴覚法 § 34-4】</p> <p>(参考)</p> <p>○地上アナログ放送の番組編集者は、2009年7月まで、再送信に反対することはできない。【視聴覚法 § 34-1-1】</p>	<p>・ケーブル設備運営者は<u>公共放送のための伝送容量を確保しなければならない。</u>【州間協定52条】</p> <p>・ケーブルチャンネルの割当において、地元で一般的な放送の送信義務【ベルリン州法 § 41】、公共放送の再送信に必要な伝送キャパシティの提供。【同 § 41a(1)】</p>	<p>・ケーブル事業者及び衛星放送事業者は、<u>放送区域内における韓国放送公社(KBS)、韓国教育放送公社(EBS)の放送を同時に再送信しなければならない。</u>【放送法 § 78】</p>

(注) Appropriate Network (公衆電子通信サービスの提供手段となるネットワークであって、テレビ番組を受信するための主たる手段として相当数のエンドユーザに利用されているもの)を提供する者。【The General Conditions of Entitlement 7.3】

- 有線テレビジョン放送の概要
- 有テレ施設に係る許可制度
- チャンネルリース制度
- 義務再送信制度
- 裁定制度

裁定制度について

1 概要

- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送等を受信し、これらを再送信してはならない。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)
- 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。(有線テレビジョン放送法第13条第3項)
- 総務大臣は、放送事業者等が再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。(有線テレビジョン放送法第13条第5項)

<制度趣旨>

裁定制度は、有テレ法にのみ設けられているが、これは、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしてテレビジョン放送を再送信する場合に、再送信に係る同意が得られない事態が頻発すると有線テレビジョン放送の健全な発達を阻害することから、これを防ぐためとされている。

- 「裁定制度は、有テレ法制定時にはなかったが、・・・区域外再送信や自主放送も行う有線テレビジョン放送事業者が増加する中で、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えてきた。この問題を解決するため、再送信同意に係る紛争に関する有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度が1986(昭和61)年に導入された。」(『有線放送による放送の再送信に関する研究会最終とりまとめ』5頁(平成20年3月))
- 区域内再送信については特段の問題は生じていない。
- 区域外再送信については、30年以上にわたる実績と上記のような制度改正の経緯があり、現在、デジタル放送に係る当事者協議も進行中。(例: あっせん制度から裁定制度に改正(S61)、大臣裁定の行政処分(S62、H5、H19、H20)、ガイドライン制定(H20))

2 論点

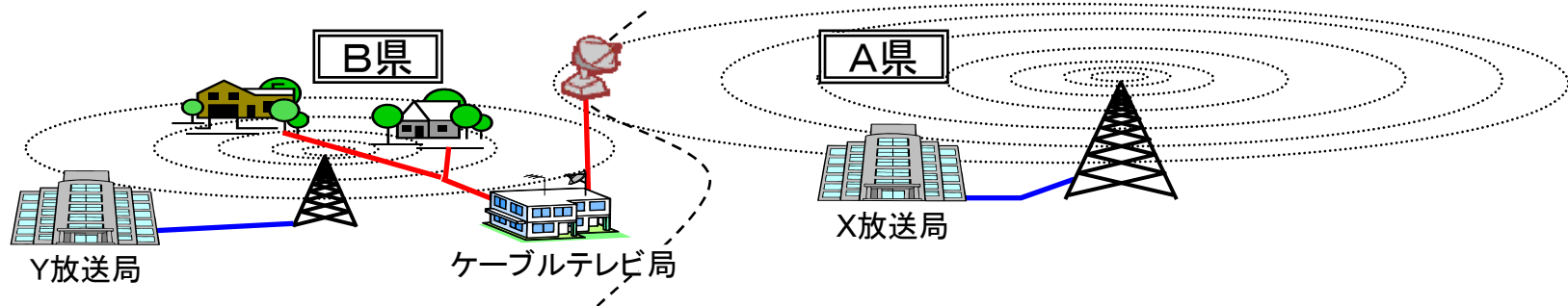
- ・ 難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について、同意がスムーズに得られるようにする裁定制度には、一定の政策的意義があるのではないか。
- ・ 同意再送信に係る裁定制度の在り方を検討する際には、区域外再送信問題や制度改正の経緯に加え、事業者の実態を十分に踏まえる必要があり、特に、現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮する必要があるのではないか。
- ・ 今後、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとして有線電気通信役務利用放送も一定の役割を果たしていくのではないか。
- ・ 現行制度に加え、より簡便な紛争処理手段として、例えばあっせん等の制度を追加的に導入することも考えられるのではないか。

区域外再送信について

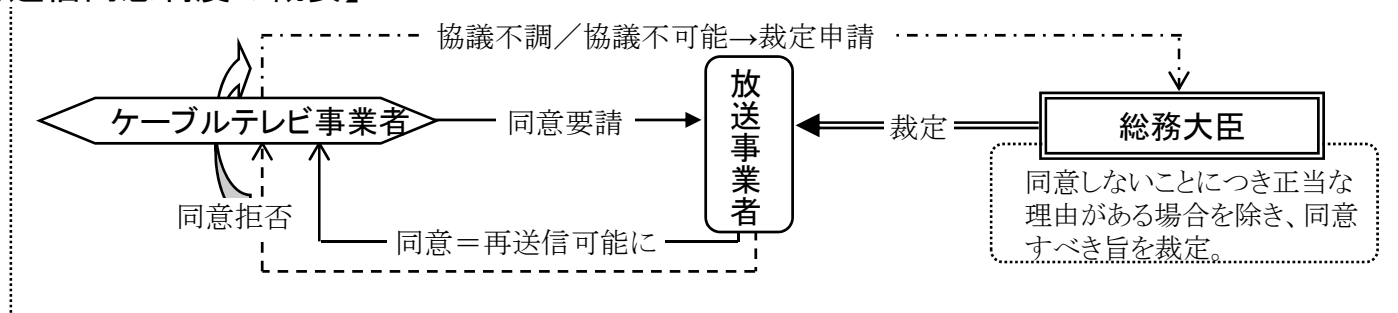
- 「区域外再送信」とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。ケーブルテレビ事業者は、有線テレビジョン放送法の規定により、放送局の放送を再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。
- 地上デジタル放送への移行に際し、区域外再送信の同意に関する協議について難航する事例が生じ、円滑な移行に対する障害が懸念される状況に至ったこと等を踏まえ、総務省では、平成19年、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」を開催。
- 研究会の提言を受け、再送信同意に係るガイドラインを策定(平成20年4月30日)。

◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。



【再送信同意制度の概要】



再送信ガイドラインについて

○ 概要

総務省では、平成20年4月30日、研究会の提言を踏まえ、再送信同意に係る事業者間の協議ルールと、同意裁定とはならない「正当な理由」に関するガイドラインを策定。

○ 主な内容

① 事業者間の協議ルール

－ 協議の原則(放送法・有線テレビジョン放送法の目的を踏まえ、誠実に協議を行うこと等)を定めるとともに、協議の開始時期、協議における説明事項等を規定。

② 同意裁定とはならない「正当な理由」の考え方

－ 従来の5つの基準は、引き続き維持(下記に該当する場合は「同意」裁定とはならない。)

① 意に反して、一部カットして放送される場合。

② 意に反して、異時再送信される場合。

③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合。

④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できる見通しが無い等、適格性に問題がある場合。

⑤ 受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合。

－ 放送事業者の「放送の地域性に係る意図」に関する基準を追加。

・ 生活面・経済面の関連性が深い地域は、裁定では「同意」裁定。少なくとも、放送対象地域と隣接する市町村は「同意」裁定。

・ 逆に、国民の視点で一見明白に遠方にある地域は「同意」裁定とはならない。ただし、裁定によらずに民間の協議が調べば、再送信を行うことは可能。

－ 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。

－ 地元放送事業者の経営に与える影響、「地元同意」の有無等は、裁定に当たって考慮しないことを明記。

○ ガイドライン施行後の取組

・ 上記ガイドラインを活用し、当事者間の協議を促進。

・ 協議の進展状況の把握と再送信同意の適正化に資するため、平成20年12月末時点の同意状況を調査中。

過去の裁定の概要

	裁定に関する申請者・対象者		経緯
	申請者 (有線テレビジョン放送事業者)	対象者 (放送事業者)	
①	島根県のCATV1社	兵庫県の民放1社 (アナログ)	昭和62年 6月 3日: 中国電気通信監理局に裁定の申請 7月20日: 電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 7月21日: 郵政大臣の裁定
②	高知県のCATV1社	岡山県・香川県の民放1社 (アナログ)	平成 5年 2月23日: 四国電気通信監理局に裁定の申請 6月10日: 電気通信審議会有線放送部会に諮問、答申 6月10日: 郵政大臣の裁定
③	大分県のCATV4社	福岡県の民放4社 (デジタル)	平成19年 3月23日: 九州総合通信局に裁定の申請 5月24日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 8月 9日: 同部会での4回にわたる審議を経て答申 8月17日: 総務大臣の裁定
④	鳥取県、島根県及び 広島県のCATV9社	岡山県・香川県の民放1社 (アナログ)	平成19年 5月30日: 中国総合通信局に裁定の申請 8月31日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 平成20年 1月28日: 同部会での4回にわたる審議を経て答申 2月 8日: 総務大臣の裁定
	山口県のCATV2社	広島県の民放4社 (アナログ)	
⑤	長野県のCATV2社	在京キー局5社 (デジタル)	平成19年 6月13日: 信越総合通信局に裁定の申請 平成20年 1月28日: 情報通信審議会有線放送部会に諮問 3月28日: 同部会で関係者から意見聴取 4月 8日: 信越総合通信局に申請取下げ 4月10日: 諮問取下げ 6月24日: 同意を得て、再送信開始